

高知県ものづくり産業強化事業費補助金
(試作開発準備事業、製品改良事業(国内向け・海外向け)) 審査基準

審査項目	審査の視点	評価	配点
1. 現場課題の把握と取り組もうとする事業計画	(1) 今回の取り組みに至った背景や、一次産業等の現場における課題に対する現状認識は的確か 【(3) 事業計画 2】	全て A, B, C, D, E の5段階 評価	15
	(2) 市場規模等の状況を把握し、価格等競争力のある製品づくりを考慮した開発計画となっているか。 【(3) 事業計画 4、5】		20
	(3) 現場の課題等に対応するために、現在の状況を踏まえて、どのような取組みを、どんな方法で行うのかが明確になっているか 【(3) 事業計画 3、5、8】		25
2. 期待される効果	(1) 一次産業等の現場が期待する効果の実現性、企業にとって、販売益以外の効果をもたらすか(経営多角化や技術力向上など)、今回の取組みが、直接のニーズ者以外に与える影響として何があるか。県経済の活性化に資するか。 【(3) 事業計画 9】		20
3. 実施体制の妥当性	申請者の取組体制は十分か。 【(3) 事業計画 6】		10
4. 計画のスケジュール	作業項目ごとの実施期間及び内容は適切か。 【(3) 事業計画 7】	10	

※審査の結果、いずれかの項目にE評価がある場合は、採択レベルを満たさないものとする。

AからEの評価内容別配点表

A	B	C	D	E
優れている	やや優れている	ふつう	やや劣っている	劣っている
内容が極めて明確かつ具体的であり、非常に優れた成果が期待できる。 (配点×1)	内容が明確かつ具体的であり、優れた成果が期待できる。 (配点×0.75)	内容が明確であり、成果が期待できる。 (配点×0.5)	内容が不明確又は不十分である。 (配点×0.25)	内容が不適切である。 (配点×0)